

不祥事根絶のための校内ルール

本校職員は、生徒一人ひとりの人格の形成に関わるプロフェッショナル集団として、日頃からコンプライアンスを意識し、行動に責任をもち、教育活動に専念してしています。

しかし、残念ながら県内外の教職員全員が同じ意識をもっているとは限らず、一部の教職員による不祥事が起こる度に、教育及び教育公務員に対する信頼が失墜することは誠に遺憾です。本校教職員は、互いを信頼し合い、誇りをもって教育に取り組む教職員集団であり続けたいと強く願っています。

そのため、校内ルールをあえて明文化し、今後も本校に勤務するすべての教職員が共通認識のもとで行動し、不祥事が生じないようにすることを確認します。

【1】 生徒の個別指導に関すること

- ・原則、複数人で対応し、密室状態をつくらないようにする。指導上やむを得ない場合には、対象生徒・場所・時間・指導内容を学年主任に伝え、指導後に報告する。
- ・人権感覚をしっかりとって指導にあたる。
- ・教職員個人の端末等で、電話、メール、SNS等による私的なやり取りはしない。

【2】 個人情報の取扱い等に関すること

- ・原則、個人情報を含むものは持ち出しをしない。やむを得ず校外に持ち出しをするときは、管理職の了解を得、情報資産持出記録台帳へ記載する。持ち出す場合には、適切に扱うこと。（「車中に個人情報を置いたまま離れない」「自宅での置き場所」等）
- ・複数の宛先にメールを送信する場合には、「BCC」を使う。

【3】 交通に関すること

- ・時間に余裕をもった行動をとり、交通法規を遵守する。
- ・緊急の業務以外では、生徒を自家用車に同乗させない。
- ・飲酒する際には自家用車を使用しない。自家用車で参加している人に飲酒を勧めない。また、翌日運転する場合には十分な時間（10時間以上）を置く。
- ・万が一事故が起きてしまった時には、冷静に判断し、適切な処置を行う。管理職に報告をする。

【4】 校内の環境整備に関すること

- ・定期的な安全点検を行う。
（点検する職員をローテーションさせるなど、多面的・多角的な視点で点検を行う。）
- ・校内の物品を整理し、破損した箇所は速やかに修繕を行う。

【5】 校内外の相談・連絡体制に関すること

- ・教職員や生徒の相談しやすい環境を整える。
(教育相談、個別面談、生活アンケート等を含め、日頃のコミュニケーションを大切に
する。)
- ・校外の相談窓口 茨城県「青少年と保護者のための相談窓口一覧」を案内する。
(<https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/seishonen/sodan2/pc/pichiran.html>)
- ・生徒が安全・安心な生活が送れるように、警察や地域関係機関等との連携を図る。

【6】 生徒・教職員の防犯意識の向上に関すること

- ・生徒が自分の身を守る力を身に付けることができるように、外部機関とも連携を図り
ながら様々な機会を捉えて防犯教育を実施する。
- ・教職員に対し、「One IBARAKI」等を活用した定期的な研修を継続的に行う。
- ・教職員は、年に1回「不祥事防止のためのチェックリスト」を利用して自己点検を行
う。

【7】 敷地内禁煙の厳守

教職員を含め、古河中等教育学校敷地内での喫煙はしません。

【古河中等教育学校教職員のための不祥事防止のための研修計画】

4月	今年度のコンプライアンス研修の在り方	10月	交通事故と飲酒運転の根絶について
5月	学校徴収金等の取扱いについて	11月	人権教育研修
6月	働き方改革について	12月	体罰の根絶について
7月	個人情報保護について	1月	信頼される教職員をめざして
8月	職場における心身の健康維持について	2月	年間の振り返りと次年度に向けての課題
9月	ハラスメントの根絶について		